

## コーポレートガバナンス基本方針

2015年12月9日 制定

2018年12月5日 改定

本基本方針は、東京テアトル株式会社（以下「当社」といいます）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の指針を定めるものであります。

### 第1章 総則

#### 第1条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）【CGC1.2.3.4.5.3-1 ii】

当社は、コーポレートガバナンスを「企業経営を規律するための仕組み」と捉え、これを確立し、適正な内部統制システムを整備・運用することは、企業不祥事の発生防止のために不可欠な要素であるばかりでなく、当社が持続的かつ健全に成長していくための土台、経営力の基礎となるものであると認識し、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- ① 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- ② 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。
- ③ 当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでまいります。
- ④ 当社は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- ⑤ その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主を含むステークホルダーとの間で建設的な対話を行ってまいります。

### 第2章 株主の権利・平等性の確保

#### 第2条（株主の権利の確保）【CGC1-1.1-2.1-1②】

当社は、コーポレートガバナンス体制の整備状況等を踏まえながら、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行ってまいります。また、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立っ

て株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を進めてまいります。

2. 当社は、株主総会の決議事項の一部を取締役に委任する内容を株主総会に提案する場合は、取締役会において、当社がその提案にふさわしい体制が議論いたします。

#### 第3条（政策保有株式及びその議決権行使に関する基本方針）【CGC1-4】

当社は中長期的な企業価値向上のため、安定的・長期的な取引関係の強化及びより安定した企業運営を目的として、取引先等の株式を限定的に取得し保有することができるものとします。

2. 当社は、政策保有株式について、資本コスト並びにリターン（配当、取引における利益等）を基に、取引の経済合理性や、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から、保有目的、保有効果等について個別的に検証し、取締役会において報告を行います。なお、継続して保有する必要がないと判断した株式については売却を進めます。

3. 政策保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。なお、個々の株式の保有目的に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。

#### 第4条（株主の利益を害する可能性のある資本政策）【CGC1-6】

当社は、大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うよう努めます。

#### 第5条（関連当事者間の取引）【CGC1-7】

当社は、当社で実施する取引については、関連当事者間の取引を含めて、社内規定に従い、取引の規模や重要性に応じて、関係部署の事前審査を経た上で必要な決裁手続きを行っており、その内容については監査役が閲覧できる体制としております。また、当社グループと役員との取引については、取引内容について、取締役会の承認を得るものとしております。

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

#### 第6条（サステナビリティを巡る課題への対応）【CGC2-3.2-3①】

当社は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の重要性に鑑み、役員及び社員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら課題解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ、社会の持続可能な発展と当社の企業価値の向上を図ります。

#### 第7条（社内の多様性の確保）【CGC2-4】

当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得るとの認識に立ち、社内における女性の活用を含む多様性の確保を推進してまいります。

#### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

##### 第8条（情報開示に当たっての前提）【CGC3-1①】

当社は、情報開示に当たって、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにするよう努めます。

##### 第9条（取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続）【CGC3-1 iii.4-10①】

1. 取締役会は、取締役・執行役員報酬基準を策定しております。なお取締役の報酬基準の概要は、有価証券報告書に記載しております。
2. 取締役・執行役員報酬は、前項の基準に基づき社長が策定した報酬案を、社長が指名・報酬等会議に諮問し、同会議の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

##### 第10条（取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続及びその説明）【CGC3-1 iv.3-1 v.4-3①.4-10①】

1. 執行役員及び取締役候補者は、以下の要件を満たす者としします。
  - ① 当社グループの持続的な企業価値の創造に資するという観点から経営の監督又は業務の執行に相応しい者であること
  - ② 取締役又は執行役員としての人格及び識見があり、誠実な職務遂行に必要な意思と能力が備わっている者であること
  - ③ 取締役又は執行役員として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であること
  - ④ 取締役候補者においては法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であること
2. 監査役候補者は、以下の要件を満たす者としします。
  - ① 監査役として相応しい人格を有し、専門分野を中心とした幅広い経験・見識があり、業務執行状況の監査に加え、公正・中立的な立場で経営に対する意見・助言を行うために必要な意思と能力が備わっている者であること
  - ② 監査役としての職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であること
  - ③ 法令上求められる監査役としての適格要件を満たす者であること
3. 取締役候補者の指名につきましては、第1項の基準に基づき、社長が策定した候補者人選案を独立社外取締役及び監査役で構成される指名・報酬等会議に諮問し、同会議の答

申を踏まえ、取締役会において決定、株主総会で決議するという、透明性・公平性を確保した体制をとっております。

4. 監査役候補者の指名につきましては、第2項の基準に基づき、社長が人選案を監査役会に諮問し、同意を得たうえで、取締役会において決定後、株主総会で決議いたします。

5. 当社は取締役候補者及び監査役候補者の選任に際し、各候補者の経歴、選任理由を招集通知「株主総会参考書類」に開示しております。

6. 執行役員の選解任につきましては、第1項①②③.および執行役員規程に基づき、社長が選解任案を指名・報酬等会議に諮問し、同会議の答申を踏まえ、取締役会で決議いたします。

#### 第11条（外部会計監査人）【CGC3-2】

当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うものとします。

### 第5章 取締役会等の責務

#### 第12条（取締役会の役割・責務）【CGC4-1.4-1①.4-1③.4-2.4-3.4-3①.4-3④.4-5.4-12】

1. 取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社及び株主共同の利益のために行動いたします。

2. 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、戦略的な方向付けを踏まえて重要な業務執行の決定を行います。

3. 取締役会は、社内規程において、取締役会自身が判断・決定すべき事項（法令等に定められた取締役会専決事項や重要な意思決定等）と、各担当執行役員に判断・決定を委任する事項（通常の業務執行に係る事項等）を、明確に規定しております。

4. 取締役会は、独立した客観的な立場から、取締役・執行役員に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を取締役・執行役員の人事に適切に反映してまいります。

5. 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備してまいります。

6. 取締役会は、取締役・執行役員・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理してまいります。

7. 取締役会は、取締役・執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、取締役・執行役員からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、取締役・執行役員の迅速・果敢な意思決定を支援してまいります。

8. 取締役会は、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置いてまいります。

9. 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めます。

#### 第13条（監査役及び監査役会の役割・責務）【CGC4-4.4-4①.4-5】

1. 監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社及び株主共同の利益のために行動いたします。

2. 監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行います。

3. 監査役及び監査役会は、その役割・責務を十分に果たすために、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは取締役・執行役員に対して適切に意見を述べてまいります。

4. 監査役会は、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、強固な独立性と高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めてまいります。

5. 監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保してまいります。

#### 第14条（社外取締役・社外監査役）【CGC4-6.4-7.4-9.4-11②】

1. 当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討してまいります。

2. 当社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図ってまいります。

① 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと

② 取締役・執行役員を選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと

③ 会社と取締役・執行役員・支配株主等との間の利益相反を監督すること

④ 取締役・執行役員・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

3. 取締役会は、当社の独立社外取締役候補者及び独立社外監査役候補者の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役及び社外監査役の要件と金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役及び社外監査役を選任いたします。

4. 社外取締役・社外監査役は、その役割を果たすために、当社のために十分な時間を費やし、職務を遂行いたします。

#### 第15条（任意の仕組みの活用）【CGC4-3①.4-8①.4-8②.4-10.4-10①】

1. 当社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図ってまいります。

2. 当社は、独立社外取締役及び監査役で構成される指名・報酬等会議を設置し、以下を行います。

① 取締役候補者・執行役員の選任・解任基準及び取締役・執行役員の報酬基準に関し、取締役会に対し意見を述べます。

② 指名・報酬案に関し、社長からの諮問を受けて、その適正性等について検討し、取締役会に対し答申を行います。

③ 取締役会全体の実効性について、評価・分析を行い、取締役会に対し意見を述べます。

3. 独立社外取締役及び監査役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、連携に係る体制を整備し、情報交換・認識共有を図ってまいります。

#### 第16条（取締役会の多様性）【CGC4-11①】

取締役会は、取締役が5～6名、監査役は3～4名の規模で構成しています。独立社外取締役は2名以上、監査役の過半を独立社外監査役とすることを基本的な考え方としています。

取締役の選任手続きは、第10条第3項の手続きに基づき行っています。

独立社外取締役及び独立社外監査役は、第14条第3項に基づき選任を行っています。

独立社外取締役は、コーポレートファイナンス、コンプライアンス、リスクマネジメント、弁護士、企業経営者の多様な専門性を、独立社外監査役は公認会計士、社会保険労務士、弁護士、コンサルタント、企業経営者等の高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮してまいります。

#### 第17条（取締役会の実効性評価）【CGC4-11③】

取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について、指名・報酬等会議の意見を踏まえ、分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。

#### 第18条（取締役・監査役の情報入手支援）【CGC4-13.4-13①.4-13②.4-13③】

1. 取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手し、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求める。また、当社は、人員面を含む取締役・

監査役の支援体制を整える。

2. 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めます。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行います。

3. 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮します。

4. 取締役・監査役は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保します。また、当社は、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行います。

#### 第19条（取締役・監査役の研修等の方針）【CGC4-14.4-14①.4-14②】

当社における取締役・監査役に対するトレーニング（研修等）の方針は以下のとおりです。

① 取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努め、当社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋に努めます。

② 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るものとし、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るものとします。

#### 第6章 株主等との対話

##### 第20条（ステークホルダーの皆様との建設的な対話に関する方針）【CGC5-1.5-1①.5-1②】

当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築し当社の価値を正当に評価していただくことをIR活動の目的としております。そのため、株主等との建設的な対話の実現に努めつつ、当社の実態を正確に認識・判断できるよう情報を公平かつ適時・正確に提供することを基本姿勢としております。当社は、この基本姿勢に基づき、「IR基本方針」を定め、当社ホームページ等で開示しております。

#### 第7章 雑則

##### 第21条（改廃）

本基本方針は、取締役会の承認を得て適宜改定を行います。

以上